

令和6年度 島根県立隠岐高等学校寄宿舎
調理業務委託仕様書

1. 委託業務の年間実施日数

年間331日（予定）

2. 食事提供場所

朝食・夕食 島根県立隠岐高等学校寄宿舎 清明寮
隠岐郡隠岐の島町城北町420
昼食 島根県立隠岐高等学校 事務室
隠岐郡隠岐の島町有木尼寺原1
※休日の昼食は清明寮に提供

3. 委託業務の内容

- (1) 食事の献立の作成及び事前の提出に関すること。
- (2) 食材の仕入れ、調理、配送、盛り付け、配膳に関すること。
- (3) 清明寮の厨房施設、食器、調理器具類の管理に関すること。
- (4) 残飯、残滓、ゴミ等の処理に関すること。
- (5) 検食、保存食の管理に関すること。
- (6) 清明寮の厨房施設、食堂、調理員休憩室の衛生管理に関すること。
- (7) 清明寮の食堂の卓上調味料の補充、湯茶の準備に関すること。

4. 調理員の配置

- (1) 清明寮における業務の運営を行い、また学校側と連絡（欠食届の受付、閉寮日の確認、食事時間の変更対応、行事食有無、等）にあたる調理員を選任し、届け出ること。
- (2) 朝食、夕食について既定の食事時間に暖かい食事を提供できるよう、調理員の勤務時間について学校側と協議の上で配置すること。

5. 食事時間及び予定食数

朝食時間	7：10～7：40	25食程度
昼食時間	12：40～13：15	25食程度
	※授業短縮等の場合は変更あり。	
夕食時間	17：30～19：30	25食程度
	※部活動等の都合で延長あり。	

6. 提供する食事内容について

- ・定期的に生徒からの要望を調査し、献立に反映させること。(頻度、調査方法は提案による)
- ・献立は栄養価、ボリューム、食材バランス等、高校生の成長に配慮したメニューを提供すること。
- ・イベント食、季節の食材を使ったメニューなど行事食を年10回程度提供すること。

7. 清明寮厨房施設の利用の制限

委託業務の実施にあたり、清明寮厨房施設の負担を軽減するため、調理の基本部分は受託者の施設を使用し、清明寮では料理の温め、配膳、食器の洗浄等を行うことを原則とする。

8. 委託業務の実施にあたって受託者及び委託者はそれぞれ下記の経費を負担する。

受託者	(1) 清明寮厨房の食器洗浄用洗剤・消毒薬等の消耗品の購入費 (2) 清明寮食堂の卓上調味料、湯茶の購入費 (3) 受託者が不注意又は故意により清明寮厨房の器具、食器等を破損した場合、その修繕費又は購入費
委託者	(1) 委託業務に係る人件費及びその管理費 (2) 清明寮厨房の器具修繕費、食器購入費 ※受託者が不注意又は故意により破損したものを除く (3) 清明寮厨房の電気・水道等の光熱水費

9. 原材料費の負担について

食事にかかる原材料費は寮生1人あたり1日1,150円を寮生(保護者)が負担するものとする。

この原材料費については本委託業務にかかる請求とは別に月ごとの提供食数により算出した金額を毎月受託者が委託者へ請求し、委託者はその請求をもって支払うものとする。

※その他経費の負担区分で定めのないものについては、必要の都度協議して決める。

10. その他

受託者が食事提供業務を行えない事態となったときは、速やかに他の業者へ手配等の手段を講じ、食事の提供が滞らないようにする。